

令和 2 年 1 1 月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和 2 年 11 月 24 日（火曜日） 13 時 00 分～16 時 30 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）松尾委員 内田委員
（事務局）稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹
鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

当日の案件は、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が認められることから、地方公務員法第 1 1 条第 2 項の規定により、委員 2 名の出席で会議を開催した。

議事事項

1 令和 2 年 1 1 月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について

令和 2 年 11 月定例県議会に提案される 3 件の条例（案）について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第 76 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

令和 2 年 10 月 23 日付け佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、佐賀県職員の期末手当の支給割合の改定を行うため。

2 改正の内容

（ 1 ）佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和2年の期末手当の支給割合の改定 再任用職員以外 130/100⇒125/100 上記のうち特定幹部職員 110/100⇒105/100	R2 勧告 どおり	条例第1条による改正後の第17条
イ	令和3年6月期以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期の割合を平準化) 再任用職員以外 125/100⇒127.5/100 上記のうち特定幹部職員 105/100⇒107.5/100	R2 勧告 どおり	条例第2条による改正後の第17条

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和2年の期末手当の支給割合の改定 170/100⇒165/100	R2 勧告 どおり	条例第5条による改正後の第8条
イ	令和3年6月期以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期の割合を平準化) 165/100⇒167.5/100	R2 勧告 どおり	条例第6条による改正後の第8条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和2年の期末手当の支給割合の改定 170/100⇒165/100	R2 勧告 どおり	条例第7条による改正後の第6条
イ	令和3年6月期以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期の割合を平準化) 165/100⇒167.5/100	R2 勧告 どおり	条例第8条による改正後の第6条

3 施行期日

- ・ 1の表中 (1)ア・(2)ア・(3)ア
- ・ 同 (1)イ・(2)イ・(3)イ

令和2年12月1日

令和3年4月1日

4 検討内容

本件条例の内容は、令和2年10月23日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

乙第77号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

児童相談所で業務に従事する職員について、社会福祉業務手当の上限額を引き上げるため。

2 改正の内容

社会福祉業務手当の上限額を日額600円から日額950円に改定することとした。
（第6条関係）

3 施行期日

公布の日

4 検討内容

国においては、児童虐待防止対策について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童相談所・市町村の体制強化を計画的に進めているところであり、児童相談所に勤務する児童福祉司、児童心理司及び保健師について、業務の困難性・特殊性を考慮して、令和2年度から地方交付税措置の拡充（12,160円/月・人 20,000円/月・人）が図られた。

今回の改正内容は、上記の地方交付税措置の拡充を踏まえ、児童相談所で業務に従事する職員について、社会福祉業務手当の上限額を日額600円から日額950円に改定するものである。

また、他県においても、本県の改正同様、児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る特殊勤務手当を地方交付税措置の拡充を踏まえ日額950円に改正した団体も見受けられるところである。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、今回の改正内容は地方交付税措置の拡充及び他の都道府県の状況を総合的に勘案したものとなっている。

以上のことから、異議ないものと考えられる。

乙第80号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の内容

	改正の内容	概要	該当条項
		ア	
イ	令和3年6月期以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 再任用職員以外 125/100⇒127.5/100 上記のうち特定幹部職員 105/100⇒107.5/100	R2 勧告 どおり	条例第2条による改正 後の第20条

2 施行期日

- ・ 1の表中 ア 令和2年12月1日
- ・ 同 イ 令和3年4月1日

3 検討内容

本件条例の内容は、令和2年10月23日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

3 令和2年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

4 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

報告事項

1 令和2年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者（UJターン枠）〕の採用予定者数の変更について

佐賀県知事から採用候補者名簿の採用予定者数の変更について依頼があったことについて、事務局から報告した。

2 職員の給与等に関する報告資料について

令和2年職種別民間給与実態調査の集計結果について、概要を事務局から報告した。

3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について

各任命権者から回答があった「職員の給与等に関する勧告及び報告に対する意見等について」の内容を、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について